

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十八年年度農林関係各種果工事及び補助工事臨時監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百十四号

地方自治法第百九十九条に基き、昭和二十八年年度にかか
る農林関係各種果工事及び補助工事につき、臨時監査を
執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県監査委員 木 南 貞 治
加 藤 定 治
角 田 健 太 郎

昭和二十九年八月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
木 南 貞 治
加 藤 定 治
角 田 健 太 郎

監査概況

昭和二十八年年度施行に係る、農林部林務、農地開拓及び
耕地課所管の各種果工事及び補助工事に対し、六月二十
八日から七月十六日までの間に合計一〇一箇所の現地を
調査し監査を行ったが、その結果、工事の早期執行、事
業計画及び設計の合理化、工事監督及び検査の厳正徹底、
工事金の適正支出等の点に考究改善の余地が認められ、
人事及び財務運営について考慮を要するので根本的に検
討を要するものと認められた。監査の結果並びにこれに対す
る意見の概要を次に列記する。

一 工事の早期完成について

各事業の執行は、予算制度にかんがみ、すべて年度内
に完了させるべきことは当然であるが、本年度は、政

府本予算の決定がおくれたことと単独県費事業の予算議決が年度末になされたこと等に起因して、工事の着手時期が著しくおくれ、年度内に未完成の工事が多く調査当時なお未完成のものがあり中には設計未了のものさえ見受けられる実情である。

未完成工事に対しては繰越手続をせず、工事を歳入歳出外現金として果に保管の措置を講じ実質的支出を保留しているものが林務関係二三、一〇〇、六二三円あるが、このほか未完成のまま検査完了の手続しなから特別措置せず請負人又は団体に工資金、補助金を交付しているものがあるのは考究すべきである。

工事の適期施工については、公共事業は、内示を早期に受けるよう主管各省市との連絡を緊密にし、確実なる見透しのもとに今後は、指令前においても着手せしめるよう考慮が肝要と認める。また、単独県費による事業を年度末に議決されたため年度内完成は極めて困難又は不可能であり、会計事務をその基礎において形式的なものにする結果となるので、今後は年度内執行

不可能なことが明確な予算は追加することなく、年度当初又は中途に計上し、適正妥当なる執行をはからしめるよう留意すべきである。

二 工事の施工について

工事の施工は全般的に見て良好と認め難い。現地調査によつて施工粗雑な箇所が多く認められ工事監督の不徹底が指摘される。また竣功検査は特に厳正を期すべきであるが中には設計書、図面と相違している工事に對して設計変更又は比較設計をせず出来形そのままこれを認めているのは遺憾である。

今後は一層工事監督の徹底をはかり、つとめて中間検査を実施して施工の万全を期すべきであるが、ことに竣功検査は厳密適正に執行せしめいやくも形式的に流れて威信を失うことのないよう留意すべきである。

また手直命令は書面をもつて処理し、手直検査は確実に励行せしめられたい。

三 検査規程の整備について

県の企業又は補助に係る工事に対する検査規程の整備

が緊要である。森林、土木、農業土木各種工事に適用する単独規程がなく、契約約款による材料検査方式も実情に即しないものがあるので、工事検査規程(大正五年訓令第二六号)を改正しこれを適用するよう措置するが妥当と認める。

四 工資金、補助金の精算について

工事はそれぞれ森林組合、土地改良区又は市町村若しくは建設業者に施工させているが、団体における工事は形式的に処理されている傾向が見受けられるので、随時事務の指導検査を実施し、竣功に当つては必ず事業費精算認定の上、工資金、補助金を交付するよう改めるべきである。

五 職員組織の充実強化について

工事担当の技術職員が少く全般的に監督の徹底を期し難い実情にある。この点に關してはすでに關係課及び各出先機関の監査その他あらゆる機会に指摘し、対策を要望したところであつて人事当局においても十分留意検討されているものと考えるが、技術吏員の充足は

緊要と認めるので、財政窮迫の際極めて困難なものがあるけれども、事務の簡素化と職員の重点的再配置につき県全体を通じ根本的検討し、措置対策を講ぜられよう要望する。

六 事業の計画及び工事設計について

事業の緊要性及び総合性について検討の余地があり、箇々の工事設計に當つて工法その他研究すべきものがある。たとえば、林道を開設しているも取付道路、橋梁等がなく早急に効果を挙げ得ないもの、屈曲、勾配等に無理があるため自動車の通行危険又は困難と認められるもの、工事区間を延長せんがため路側護岸部分を土羽打として設計し実施に當つては石積として超過施行しているもの、崩壊地復旧工事において設計不十分のため完成後再び崩壊し諸施設に被害を与えその復旧に多額の経費を要するもの、山腹工事の目的は果されているも附帯工事として残土処分を考慮すべきもの、溜池新設工事において余水路堀さく土質が設計に相違し岩盤露出のため工事進捗を阻害しているも、すでに

年度経過しているため設計変更不可能なもの等それぞ
れ見受けられるので、事業計画及び当初設計に当つて
は一層慎重を期し、設計に即し難いものについては設
計変更の手續をなし又は出来形設計を作成し公正適切
なる処理をなすべきである。

七 単独果費事業について
公共事業による林道その他の諸施設は漸次整備されつ
つあるが、本県の地勢的条件から見て所定の要件を充
たし得ない小規模の事業に対して民有林開発緊急林道

等単独果費事業を行っているが、僅少な補助費を配分
しているため単に奨励助長の意義しかなく十分なる
事業成果を挙げるまでに至っていない。また測量、設
計未了の箇所が一部見受けられたが、工事促進に一層
努力されたい。

単独果費による事業は今後ますます困難となることが
予想されるので、公共事業の条件の緩和、国費の増額
確保に一段努力されたい。

昭和二十八年度農林土木事業等実地調査箇所総括表

課名	事業主体	東部管内		中部管内		西部管内		合計
		ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所	金額	
林務	補果助管	一六	一三,五六三,三〇〇	四七	九,一七五,〇〇〇	二二	八,〇〇〇,八〇〇	三〇,九三九,〇〇〇
耕地	補果助管	一	一〇,一八八,〇〇〇	一	三,一四〇,〇〇〇	二	九,五〇〇,〇〇〇	一四,二二〇,〇〇〇
開拓	補果助管	二	二,四六六,〇〇〇	一	五二二,〇〇〇	一	一七,七七七,九六六	六,四四六,〇〇〇
合計		一九	二六,〇一七,〇〇〇	四九	一三,八三七,〇〇〇	二五	二五,二〇八,七六六	六九,〇六二,七六六

備考	合計	補果		補助		合計	
		ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所	金額
林務関係	三	一六	一三,五六三,三〇〇	一四	一八,三三三,〇〇〇	三〇	三一,八九六,三〇〇
耕地関係	一	一	一〇,一八八,〇〇〇	一〇	一六,一八八,〇〇〇	二一	二六,三七六,〇〇〇
開拓関係	二	二	二,四六六,〇〇〇	四	五,四四八,〇〇〇	六	七,九一四,〇〇〇
合計	六	一九	二六,〇一七,〇〇〇	四九	三九,九六九,〇〇〇	六九	七三,九八六,〇〇〇

- 備考
- 一 林務関係 果管事業の主なるものは治山事業中崩壊地復旧工事、地之防止工事等である。
 - 一 耕地関係 果管事業の主なるものは奥地林道、一般林道単独果費緊急林道等である。
 - 一 開拓関係 果管事業は農地保全施設工事である。
 - 一 補助事業の主なるものは積雪寒冷單作地帯臨時措置法による各種工事、各年水害復旧工事等である。
 - 一 金額は果管事業においては請負額、補助事業にあつては補助金額であつてすべて本年度支出済額である。
 - 一 この表はすべて実地踏査確認したもののみである。